

経営目標評価制度の今後の進め方について

平成30年2月2日
総 務 局

1 現行の経営目標評価制度における課題

30年度以降の制度運用に向けた評価委員の主な意見

- 目標設定に当たっては、あらかじめ局と団体との間で、目指すべき姿や抱える経営課題、その解決を図るための戦略を十分に整理し、経営課題、戦略及び指標がつながるようにする必要がある。
 - 目標数値だけに重点が置かれると、その数値を何%達成したかということだけを目指す手段の目的化が起こる恐れがある。定性的な指標設定になることもあるが、指標設定に当たっては、データの有無にこだわり過ぎない方がよい。指標設定等の考え方で、その指標が団体の戦略をどのように踏まえているかが明示され、公開されることに意味がある。
 - 5つだけの指標では、経営目標を示しきれない。また定性要素も入れてフォーマットを検討すべき。
- ☛ 都政改革本部における監理団体改革の動向を踏まえた新たな運用方法の検討が必要ではないか

【方向性】

- ✓ 経営目標評価制度に係る評価委員会のチェック対象を、現行の「成果指標」の達成状況から、**監理団体の「経営改革プラン」に掲げる経営戦略や各種取組の進捗状況に変更**
→ 監理団体改革を通じて抽出された各団体の経営課題を基に、
2020年までの今後3か年で監理団体が重点的に取り組む改革事項をチェック

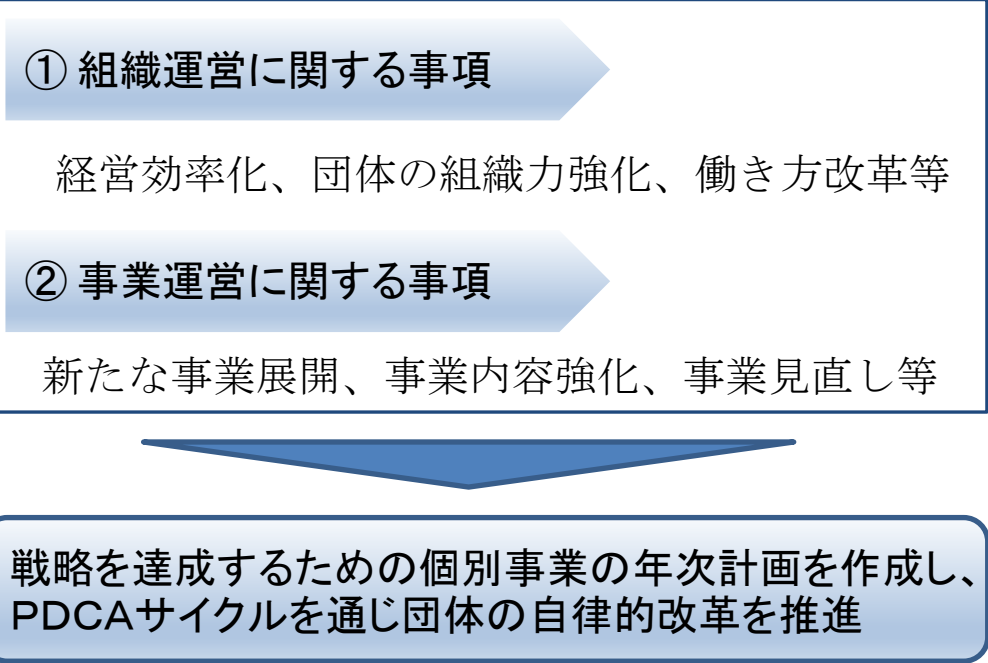
2 経営改革プランについて

経営改革プランの概要

監理団体による自己点検等を踏まえ抽出した経営課題について、2020年までの今後3か年で監理団体が重点的に取り組む改革事項を取りまとめた中期的な計画

改革のメニュー

「都民ファースト」、「ワイズスペンディング」の視点から、経営戦略を2点の切り口から設定



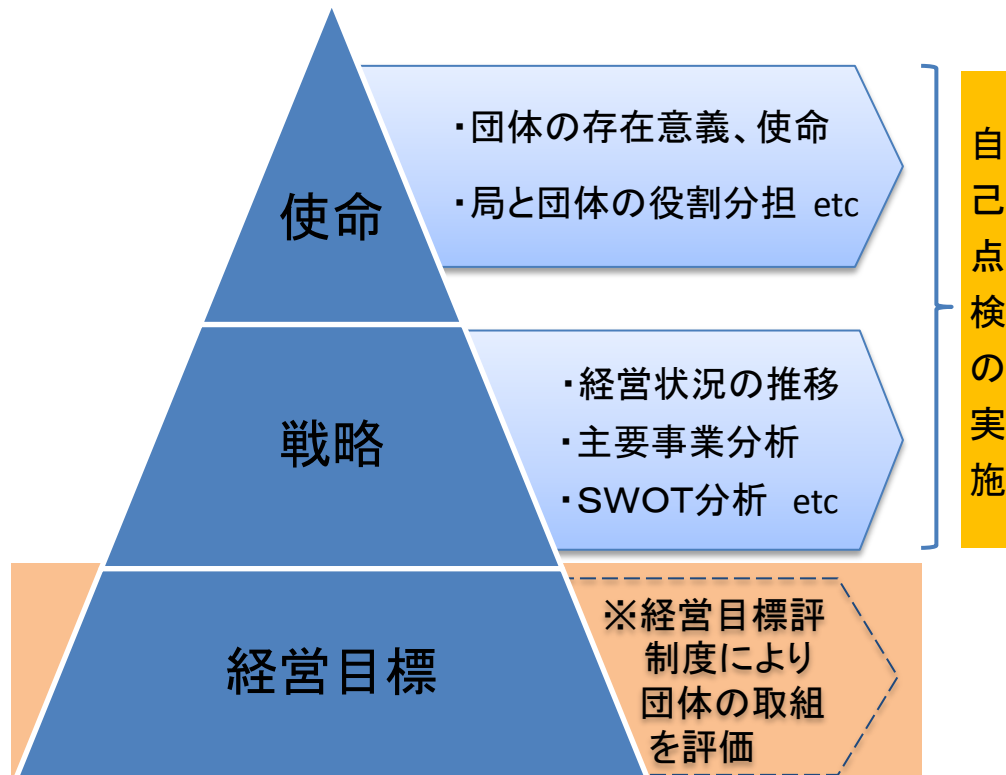
プラン構成案

- 第1章(過年度の振り返り)
 - ・ 団体基本情報
 - ・ 財務状況
 - ・ 主要事業分析
- 第2章(経営課題の整理)
 - ・ 現状分析 (S W O T)
 - ・ 経営課題
- 第3章(今後の経営改革)
 - ・ 今後 3 か年の経営戦略
 - ・ 各戦略の具体的な取組

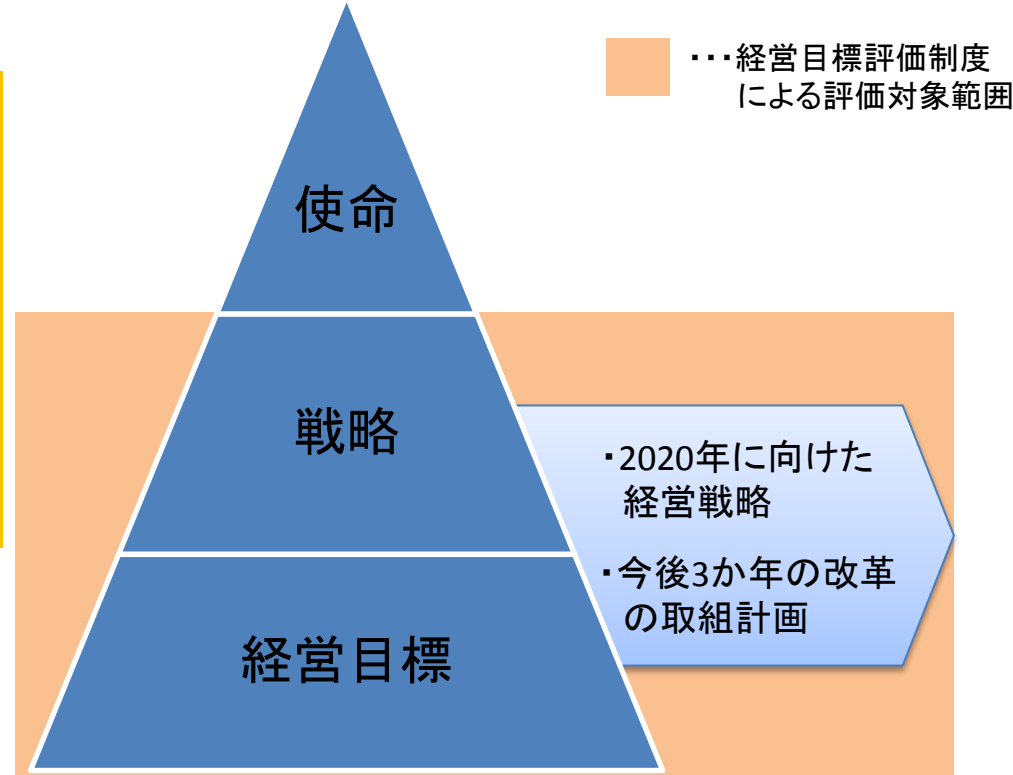
3 経営改革プランの対象範囲

- 現行制度においては、団体の経営目標（運営目標）の設定・評価を実施
- 経営改革プランにおいては、団体の「戦略」、「経営目標（運営目標）」を一体として捉え計画を作成
 - 『経営改革プラン』を「経営目標評価制度」の評価対象に新たに位置づけ
 - ☛ 経営目標評価委員会による進捗状況のチェック

現行制度の対象範囲



経営改革プランの対象範囲



4 移行後の進め方イメージ

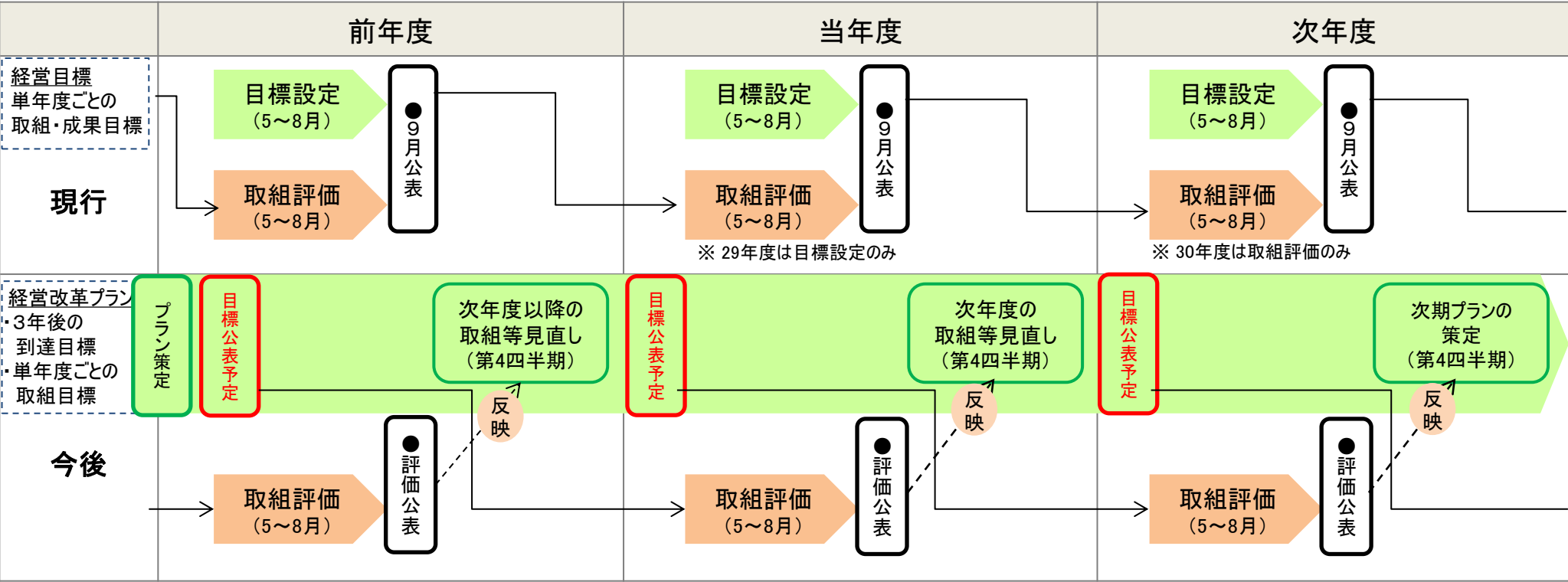
現状

- 単年度ごとの定量的な目標を設定
- 目標の指標数は5つ
- 実施時期：目標設定、取組評価ともに5～8月



今後

- 3年後の到達目標を設定し、その達成に向けた単年度ごとの取組目標を設定(定性・定量の両方を設定可能)
- 目標は任意の数だけ設定可能
- 実施時期(想定)：目標設定 第4四半期、取組評価 5～8月



- 現行制度は29年度目標設定に係る取組評価（30年度実施）※をもって終了し、30年度以降は「経営改革プラン」の進捗管理へ移行 ※ 委員意見聴取の方法については、別途検討中
- 移行後は、前年度目標の取組評価や見える化改革の検討等を踏まえ、第4四半期に「3年後の到達目標」に向けた戦略や取組目標等の見直しを実施予定。前年度の取組評価については、従前どおり5～8月に行う。

5 経営目標評価委員会と都政改革本部が担う範囲

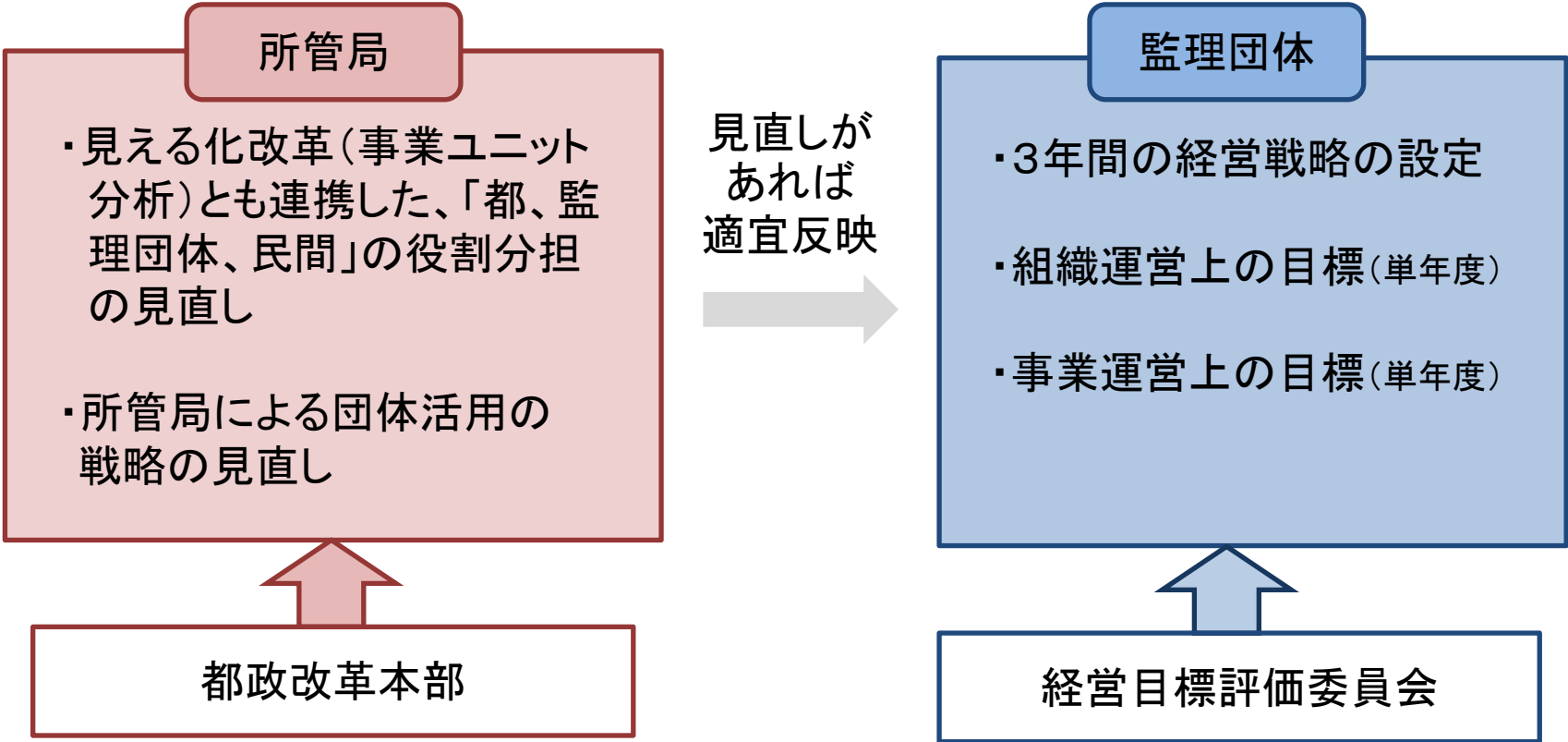
経営目標評価委員会

団体が主体的に考える事項(経営戦略の設定、組織運営・事業運営の取組 等)

都政改革本部

局が主体的に考える事項(「都・監理団体・民間」の役割分担、所管局による団体の活用戦略の見直し 等)

役割分担のイメージ



6 経営改革プランに関する委員調査に当たっての視点(案)

(1) 経営課題

- 経営課題の背景となる問題点や事実を認識した上で、経営課題が示されているか
- 団体経営を行う上での主要な課題が抽出されているか

(2) 経営戦略

- 経営戦略として相応しいものであるか
- 経営課題の解決を図るための戦略として十分に整理されているか

(3) 取組事項

- 経営戦略の達成に寄与する取組事項が示されているか
- 経営戦略に基づく取組事項の達成を通じて、3年後にもたらされる成果が示されているか

7 今後のスケジュール(案)

第4回委員会
(2/2(金))

- 今後の進め方に関する検討

調査、意見提示
(2~3月)

- 各団体の経営改革プラン(案)に基づき、
評価委員会委員による調査を実施
- 適宜、案に対する委員意見を各団体へ提示
→ 各団体で、経営改革プランの修正を検討

第5回委員会
(3月下旬)

- 各団体の経営改革プラン(最終案)に対する委員意見のまとめ
→ 最終案に対する委員意見として公表



経営改革プラン公表